

○各許認可等の事務に関する審査基準及び標準処理期間一覧表

| | 法令名 | 根拠条項 | 許認可等に係る事務 | 審査基準 | 標準処理期間（日） | |
|----|-------|-----------------|------------------------|------------|-------------|-------------------------------|
| | | | | | 期間 | 備考 |
| 1 | 建築基準法 | 第6条第1項 | 建築確認 | 法令 | 35日 (7日) | 7日は4号建築物の場合 |
| 2 | 建築基準法 | 第7条第1項 | 完了検査 | 法令 | 7日 | |
| 3 | 建築基準法 | 第7条の3第1項 | 中間検査 | 法令 | 7日 | |
| 4 | 建築基準法 | 第7条の6第1項 第1号 | 仮使用認定 (特定行政庁) | 設定 | 30日 | 安全計画上の工事 期間は除く。 |
| 5 | 建築基準法 | 第7条の6第1項 第2号 | 仮使用認定 (建築主事) | 設定 | 7日 | |
| 6 | 建築基準法 | 第42条第1項第4 号 | 道路の指定 | 設定 | 30日 | |
| 7 | 建築基準法 | 第42条第1項第5 号 | 道路の位置の指定 | 設定 | 90日 | |
| 8 | 建築基準法 | 第43条第2項第1 号 | 接道認定 | 設定 | 未設定 (3) | 特定行政庁による 認定 |
| 9 | 建築基準法 | 第43条第2項第2 号 | 接道許可(包括同意案件) | 設定 | 14日 | 建築審査会のあ らかじめの同意案件 |
| 10 | 建築基準法 | 第43条第2項第2 号 | 接道許可(個別) | 設定 | 未設定 (3) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 11 | 建築基準法 | 第44条第1項 第2号 | 道路内建築の許可 (包括同意案件) | 設定 | 14日 | 建築審査会のあ らかじめの同意案件 |
| 12 | 建築基準法 | 第44条第1項 第2号 | 道路内建築の許可(個別) | 設定 | 35日 | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 13 | 建築基準法 | 第44条第1項 第4号 | 道路内建築の許可 | 設定 | 45日 | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 14 | 建築基準法 | 第48条 | 用途規制の特例許可 | 設定 | 60日 | 建築審査会の同意 及び公聴会の開催 を要する。 |
| 15 | 建築基準法 | 第51条 | 特殊建築物の位置の許可 | 未設定 ※ | 未設定 (3) | 都市計画審議会の 議を要する。 |
| 16 | 建築基準法 | 第52条第10項 | 計画道路がある場合の容積 率の例外許可 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 17 | 建築基準法 | 第52条第14項 | 機械室等に関する容積率の 例外許可 | 設定 | 未設定 (3) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 18 | 建築基準法 | 第53条第5項 | 建蔽率の例外許可 (制限の緩和) | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 19 | 建築基準法 | 第53条第6項 第3号 | 建蔽率の例外許可 (制限の適用除外) | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意 を要する。 |

| | | | | | | |
|----|-------|----------------------------|-------------------------|------------|------------|-------------------------|
| 20 | 建築基準法 | 第 53 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号 | 最低敷地面積の制限に係る例外許可 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 21 | 建築基準法 | 第 55 条第 2 項 | 高さ限度の例外認定 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | |
| 22 | 建築基準法 | 第 55 条第 3 項第 1 号、第 2 号 | 高さ限度の許可 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 23 | 建築基準法 | 第 56 条の 2 第 1 項 | 日影規制の例外許可 (包括同意案件) | 設定 | 10 日 | 建築審査会のあらかじめの同意案件 |
| 24 | 建築基準法 | 第 56 条の 2 第 1 項 | 日影規制の例外許可 (個別) | 設定 | 35 日 | 建築審査会の同意を要する。 |
| 25 | 建築基準法 | 第 57 条第 1 項 | 高架の工作物内建築物の高さ制限の例外認定 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 期間設定できない |
| 26 | 建築基準法 | 第 59 条第 1 項第 3 号 | 高度利用地区内の容積率制限等の例外許可 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 27 | 建築基準法 | 第 59 条第 2 項 | 高度利用地区内の壁面位置の制限例外許可 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 28 | 建築基準法 | 第 59 条第 4 項 | 高度利用地区内の道路斜線の例外許可 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 29 | 建築基準法 | 第 59 条の 2 第 1 項 | 総合設計の許可 | 設定 | 60 日 | 建築審査会の同意を要する。 |
| 30 | 建築基準法 | 第 70 条第 1 項 | 建築協定の認可 | 法令 | 80 日 | 関係人の縦覧及び公開による意見の聴取を要する。 |
| 31 | 建築基準法 | 第 74 条第 1 項 | 建築協定の変更の認可 | 法令 | 80 日 | 関係人の縦覧及び公開による意見の聴取を要する。 |
| 32 | 建築基準法 | 第 76 条第 1 項 | 建築協定の廃止認可 | 法令 | 80 日 | |
| 33 | 建築基準法 | 第 76 条の 3 第 2 項 | 1 人協定の認可 | 法令 | 80 日 | 関係人の縦覧及び公開による意見の聴取を要する。 |
| 34 | 建築基準法 | 第 85 条第 3 項 | 応急仮設建築物の存続の許可 | 未設定 (2) | 21 日 | |
| 35 | 建築基準法 | 第 85 条第 5 項 | 仮設建築物の許可 | 未設定 (2) | 21 日 | |
| 36 | 建築基準法 | 第 85 条第 6 項 | 仮設建築物の設置期間の特例許可 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 37 | 建築基準法 | 第 86 条第 1 項 | 一定の複数建築物の認定 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 38 | 建築基準法 | 第 86 条第 2 項 | 連担建築物の認定 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 39 | 建築基準法 | 第 86 条第 3 項 | 一定の複数建築物と総合設計制度の同一敷地内許可 | 設定 | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |

| | | | | | | |
|----|----------|-----------------------|------------------------------------|------------|------------|---------------|
| 40 | 建築基準法 | 第 86 条第 4 項 | 連坦建築物の総合設計制度の認可 | 設定 | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 41 | 建築基準法 | 第 86 条の 2 第 1 項 | 同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 | 設定 | 30 日 | |
| 42 | 建築基準法 | 第 86 条の 2 第 2 項、第 3 項 | 同一敷地内認定建築物以外の建築許可 | 設定 | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 43 | 建築基準法 | 第 86 条の 5 第 2 項、第 3 項 | 一定の複数建築物の認定、許可の取消 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 44 | 建築基準法 | 第 86 条の 6 第 2 項 | 総合的設計による一団地内の住宅施設についての制限の適用除外に係る認定 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | |
| 45 | 建築基準法 | 第 86 条の 8 第 1 項 | 全体計画の認定 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 46 | 建築基準法 | 第 86 条の 8 第 3 項 | 全体計画の変更認定 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 47 | 建築基準法 | 第 87 条 | 用途変更の確認申請 | 法令 | 35 日 | |
| 48 | 建築基準法 | 第 87 条の 2 第 1 項 | 既存建築物の全体計画の認定 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 49 | 建築基準法 | 第 87 条の 3 第 3 項 | 応急仮設建築物の存続の許可 | 未設定 (2) | 21 日 | |
| 50 | 建築基準法 | 第 87 条の 3 第 5 項 | 仮設建築物の許可 | 未設定 (2) | 21 日 | |
| 51 | 建築基準法 | 第 87 条の 3 第 6 項 | 仮設建築物の設置期間の特例許可 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 52 | 建築基準法 | 第 87 条の 4 | 建築設備の確認申請 | 法令 | 35 日 | |
| 53 | 建築基準法 | 第 87 条の 4 | 建築設備の完了検査 | 法令 | 7 日 | |
| 54 | 建築基準法 | 第 87 条の 4 | 建築設備の仮使用認定 | 設定 | 21 日 | |
| 55 | 建築基準法 | 第 88 条第 1 項 | 煙突等、昇降機等の確認申請 | 法令 | 7 日 | |
| 56 | 建築基準法 | 第 88 条第 1 項 | 煙突等、昇降機等の完了検査 | 法令 | 7 日 | |
| 57 | 建築基準法 | 第 88 条第 1 項 | 昇降機等の仮使用認定 | 設定 | 21 日 | |
| 58 | 建築基準法 | 第 88 条第 2 項 | 製造施設等の確認申請 | 法令 | 7 日 | |
| 59 | 建築基準法 | 第 88 条第 2 項 | 製造施設等の完了検査 | 法令 | 7 日 | |
| 60 | 建築基準法 | 第 88 条第 2 項 | 製造施設等の仮使用認定 | 設定 | 未設定 (3) | |
| 61 | 建築基準法施行令 | 第 131 条の 2 第 2 項 | 計画道路等がある場合の高さ制限の例外 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | |
| 62 | 建築基準法施行令 | 第 131 条の 2 第 3 項 | 計画道路等がある場合の高さ制限の例外 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | |
| 63 | 建築基準法施行令 | 第 137 条の 16 第 2 号 | 既存不適格建築物の移転認定 | 未設定 (3) | 未設定 (3) | |

| | | | | | | |
|----|---|-------------------------|-------------------------------------|------------|------------|-------------------|
| 64 | 埼玉県建築基準法施行 条例 | 第 34 条 | 大規模車庫の構造設備の認 定 | 設定 | 30 日 | |
| 65 | 埼玉県建築基準法施行 条例 | 第 56 条 | 興行場等に係る制限の緩和 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | |
| 66 | 埼玉県建築基準法施行 細則 | 第 6 条の 5 第 1 項 第 2 号 | 路地状敷地等の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | |
| 67 | 所沢都市計画北野第二 つばき苑地区地区計画 の区域内における建築 物等の制限に関する条 例 | 第 7 条 | 公益上必要な建築物の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 68 | 所沢都市計画西武秋津 団地地区地区計画の区 域内における建築物等 の制限に関する条例 | 第 8 条 | 公益上必要な建築物の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 69 | 所沢都市計画所沢松が 丘地区地区地区計画の 区域内における建築物 等の制限に関する条例 | 第 12 条 | 公益上必要な建築物の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 70 | 所沢都市計画所沢三ヶ 島工業団地地区地区計 画の区域内における建 築物等の制限に関する 条例 | 第 11 条 | 公益上必要な建築物の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 71 | 所沢都市計画東所沢と ころざわサクラタウン 周辺地区地区計画の区 域内における建築物等 の制限に関する条例 | 第 11 条 | 公益上必要な建築物の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | 建築審査会の同意 を要する。 |
| 72 | 所沢市建築基準法施行 細則 | 第 13 条 | 私道の変更または廃止 | 設定 | 14 日 | |
| 73 | 高齢者・障害者等の移動 等の円滑化の促進に関 する法律 | 第 17 条第 1 項 | 特定建築物の建築等及び維 持保全の計画の認定 | 未設定 (1) | 30 日 | |
| 74 | 高齢者・障害者等の移動 等の円滑化の促進に関 する法律 | 第 18 条第 1 項 | 計画の変更の認定 | 未設定 (1) | 30 日 | |
| 75 | 高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関 する法律 | 第 23 条第 1 項 | 既存特定建築物に設ける昇 降機についての建築基準法 の特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | |
| 76 | 高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関 する法律 | 第 24 条 | 高齢者、障害者等が円滑に利 用できる建築物の容積率の 特例 | 未設定 (1) | 未設定 (1) | |
| 77 | 埼玉県高齢者、障害者等 の移動等の円滑化の促 進に関する条例 | 第 10 条 | 制限の緩和 | 未設定 (1) | 30 日 | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|-----------|--|----|------------|---------------|
| 78 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第17条第1項 | 建築物の耐震改修の計画の認定 | 法令 | 60日 | |
| 79 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第18条第1項 | 認定を受けた計画の変更の認定 | 法令 | 60日 | |
| 80 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 第102条第1項 | マンションの除去の必要性に係る認定 | 法令 | 未設定 (1) | |
| 81 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 | 第105条第1項 | マンションの容積率に関する特例の許可 | 設定 | 未設定 (3) | 建築審査会の同意を要する。 |
| 82 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(一戸建て住宅) | 第5条第1項~3項 | 長期優良住宅建築等計画の認定(適合証等の書類の添付がある場合) | 法令 | 7日 | |
| 83 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(一戸建て住宅) | 第5条第1項~3項 | 長期優良住宅建築等計画の認定(適合証等の書類の添付のない場合) | 法令 | 未設定 (1) | |
| 84 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(共同住宅等) | 第5条第1項~3項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(適合証等の書類の添付がある場合) | 法令 | 14日 | |
| 85 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(共同住宅等) | 第5条第1項~3項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(適合証等の書類の添付がない場合) | 法令 | 未設定 (1) | |
| 86 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(一戸建て住宅) | 第8条第1項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(適合証等の書類の添付がある場合) | 法令 | 7日 | |
| 87 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(一戸建て住宅) | 第8条第1項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(適合証等の書類の添付がない場合) | 法令 | 未設定 (1) | |
| 88 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(共同住宅等) | 第8条第1項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(適合証等の書類の添付がある場合) | 法令 | 14日 | |
| 89 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(共同住宅等) | 第8条第1項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(適合証等の書類の添付がない場合) | 法令 | 未設定 (1) | |
| 90 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 第9条第1項 | 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(譲受人の決定) | 法令 | 5日 | |
| 91 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 第10条第1項 | 長期優良住宅建築等計画の地位の承継の承認 | 法令 | 5日 | |
| 92 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第54条第1項 | 低炭素建築物新築等計画の認定(住宅で適合証等の書類の添付がある場合) | 法令 | 7日 | |
| 93 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第54条第1項 | 低炭素建築物新築等計画の認定(非住宅で適合証等の書類の添付がある場合) | 法令 | 未設定 ※ | |
| 94 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第54条第1項 | 低炭素建築物新築等計画の認定(住宅・非住宅で適合証等の書類の添付がない場合) | 法令 | 未設定 ※ | |

| | | | | | | |
|-----|----------------------------|-------------------|--|----|----------|------------|
| 95 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第 55 条第 1 項 | 低炭素建築物新築等計画の変更認定（住宅で適合証等の書類の添付がある場合） | 法令 | 7 日 | |
| 96 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第 55 条第 1 項 | 低炭素建築物新築等計画の変更認定（非住宅で適合証等の書類の添付がある場合） | 法令 | 未設定 ※ | |
| 97 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 第 55 条第 1 項 | 低炭素建築物新築等計画の変更認定（住宅・非住宅で適合証等の書類の添付がない場合） | 法令 | 未設定 ※ | |
| 98 | 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 | 第 46 条の 2 | 低炭素建築物新築等計画が軽微な変更に応当することの証明 | 法令 | 14 日 | |
| 99 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 12 条第 1 項 | 建築物のエネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 法令 | 14 日 | |
| 100 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 12 条第 2 項 | 建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 法令 | 14 日 | |
| 101 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 29 条第 1 項・第 3 項 | 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（適合証等の書類の添付がある場合） | 法令 | 未設定 ※ | 容積率特例 |
| 102 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 29 条第 1 項・第 3 項 | 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（適合証等の書類の添付がない場合） | 法令 | 未設定 ※ | 容積率特例 |
| 103 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 31 条第 1 項 | 建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定（適合証等の書類の添付がある場合） | 法令 | 未設定 ※ | 容積率特例 |
| 104 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 31 条第 1 項 | 建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定（適合証等の書類の添付がない場合） | 法令 | 未設定 ※ | 容積率特例 |
| 105 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 36 条第 1 項 | 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（適合証等の書類の添付がある場合） | 法令 | 未設定 ※ | 認定を受けた旨の表示 |
| 106 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 第 36 条第 1 項 | 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（適合証等の書類の添付がない場合） | 法令 | 未設定 ※ | 認定を受けた旨の表示 |
| 107 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 第 11 条 | 建築物のエネルギー消費性能確保計画が軽微な変更に応当することの証明 | 法令 | 14 日 | |
| 108 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 | 第 29 条 | 建築物のエネルギー消費性能確保計画が軽微な変更に応当することの証明 | 法令 | 14 日 | |

| | | | | | | |
|-----|------------|-------------|------------------|----|-----|--|
| 109 | 埼玉県屋外広告物条例 | 第 6 条第 1 項 | 屋外広告物の掲出の許可 | 設定 | 4 日 | |
| 110 | 埼玉県屋外広告物条例 | 第 7 条第 5 項 | 広告禁止地域の特例許可 | 設定 | 4 日 | |
| 111 | 埼玉県屋外広告物条例 | 第 11 条第 3 項 | 屋外広告物の許可期間の更新の許可 | 設定 | 4 日 | |
| 112 | 埼玉県屋外広告物条例 | 第 12 条第 1 項 | 許可を受けた広告物の変更等の許可 | 設定 | 4 日 | |

○審査基準の設定区分

- (1) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。
 - (2) 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
 - (3) 上記 (1) 及び (2) による。
- ※ 個表のとおり。

○標準処理期間の設定区分

- (1) 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。
 - (2) 建築計画、敷地及び周辺環境等の状況に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
 - (3) 上記 (1) 及び (2) による。
- ※ 個表のとおり。